プロジェクト　ASAF 対応
項目　保険契約

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 7 月 16 日及び 17 日に開催される会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議の「保険契約」のセッションについて、資料の概要、及び 7 月 3 日に開催された保険契約専門委員会で頂いた意見を踏まえて作成した対応（案）を紹介することを目的としている。

2. 本資料上、IASB が 2010 年 7 月に公表した公開草案「保険契約」を「2010 年 ED」、2013 年 6 月に公表した改訂公開草案「保険契約」を「改訂 ED」と称する。

II. ASAF 会議資料の概要

3. 2015 年 7 月のASAF会議の「保険契約」のセッションでは、オーストラリア会計基準審議会（AASB）とニュージーランドの会計基準設定主体（以下「AASB等」という。）により共同で作成された無配当契約の会計処理及び開示に関するアジェンダ・ペーパー[1]が提出されており、IASBスタッフからはその主要な論点に対する回答を記載したアジェンダ・ペーパーが別途提出されている。このため、今回のASAF会議では、AASB等のペーパー及びIASBスタッフのペーパーに関する議論が行われる予定である。

4. また、今回のASAF会議では、IASBスタッフから、直近の保険契約プロジェクトの検討状況について説明がなされる予定であるが[2]、ASAF会議のメンバーからのIASBの検討状況に関するアドバイスは求めていない。なお、IASBにおける保険契約プロジェクトの最近の検討状況については、審議事項(2) に概要を記載している。

AASB 等のペーパー

5. AASB 等が今回の ASAF 会議で提出したペーパーでは、次の点に関する代替案が提案されている。

(1) 無配当契約における契約上のサービス・マージン（CSM）の純損益への認識方法

(2) 無配当契約に関する CSM の利息発生計上及びアンロックに用いる割引率、及び割

[1] 本アジェンダ・ペーパーは、AASB とニュージーランドの会計基準設定主体が共同で提出したペーパーであるが、本資料上は AASB 等のペーパーと表記する。

[2] IASB スタッフは、ASAF 会議の翌週に開催される 2015 年 7 月の IASB 会議で検討される予定のアジェンダ・ペーパーの内容を口頭で説明する予定である。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

引率変動の影響に関する開示

無配当契約における CSM の純損益への認識方法

（これまでの検討経過）

6. IASB は、2014 年 5 月の IASB 会議において、無配当契約における CSM の純損益への認識方法を次のとおり暫定決定した。

(1) 改訂EDで示した原則（契約に基づいて提供されるサービスの残りの移転を最も良く反映する方法で、カバー期間にわたって純損益へ認識する。）を確認する。

(2) 無配当契約に関しては、CSM が表すサービスが、次のような保険カバーである点を明確化する。

① 時の経過に基づいて提供される。
② 有効契約の予想件数を反映する。

7. また、改訂 ED では、保険料配分アプローチにおける保険契約収益の認識方法に関して、一般モデルにおける CSM の純損益への認識方法と同様の内容を規定していた。しかし、2014 年 9 月の IASB 会議において、保険料配分アプローチは、一般モデルのようにリスク調整と CSM を区分して測定しない点を考慮した結果、次のように純損益へ認識することを暫定決定した。

(1) 時の経過に基づく。しかし、

(2) リスクの解放の予想パターンが時の経過と著しく異なる場合は、発生保険金及び給付金の予想時期に基づく。

（AASB 等の代替提案）

8. AASB 等スタッフは、国内の市場関係者からのフィードバックに基づき、次のような理由で CSM の純損益への認識方法に関する IASB の暫定決定（第 6 項参照）を支持しない。

(1) 多くの場合において、契約件数は提供されるサービスを表すものではない。

(2) 一部の契約[3]に関しては、時の経過は保険契約者に提供されるサービスを表すものではない。

[3] AASB 等スタッフは、例として、保険契約のマージンが、保険者が通常の事業上の判断でなされる場合を上回る資本を保持することを要請されている旨に対応している住宅ローン保険（Lenders' Mortgage Insurance）を挙げている。当該資本保持の要請では、契約の初期により多くのマージン（IASB の一般モデルにおける CSM に相当すると考えられる）を保持することが求められているため、時の経過に基づいて純損益に認識する方法によると忠実な表現ができなくなると主張している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(3) 一般モデルと保険料配分アプローチで異なる CSM の認識規準を設けると、それぞれのアプローチがあくまで 1 つの測定モデルの一部であるという前提が疑わしくなる。

(4) 他のIFRSで用いられているアプローチ（例えば、IAS第 16 号「有形固定資産」における減価償却方法[4]）と不整合が生じる。

(5) 時の経過と有効契約の件数を反映するという点は、「原則」ではなく、「方法」を示している。

9. したがって、AASB 等スタッフは、保険料配分アプローチにおける暫定決定と整合的に、一般モデルにおける CSM を次のように純損益へ認識することを提案する。

(1) 時の経過に基づく。しかし、

(2) リスクの解放の予想パターンが時の経過と著しく異なる場合は、発生保険金及び給付金の予想時期に基づく。

（IASB スタッフからの回答）

10. 一方、IASB スタッフは、AASB 等の代替提案の中で IASB の暫定決定を支持しない理由として挙げられている点に対して、次のように回答した上で、AASB 等の代替提案を支持していない。

AASB 等の見解	IASB スタッフの回答
多くの場合において、契約件数は提供されるサービスを表すものではない。	CSM の配分に有効契約の件数を反映させるべきであるという要求事項は、契約のカバー期間の終了時までに CSM は全て純損益へ認識されるべきであるという IASB の原則を達成するためである。
一部の契約に関しては、時の経過は保険契約者に提供されるサービスを表すものではない。	時の経過が保険契約者へ提供するサービスを表さない例として挙げられている資本保持の要求事項は、保険契約者へのサービスの移転を示していない。
一般モデルと保険料配分アプローチで異なる CSM の認識基準を設けると、それぞれのアプローチが整合しない。	• 保険料配分アプローチの収益の認識方法は、一般モデルにおけるリスク調整と CSM の認識の組み合わせである。 • 保険料配分アプローチで提供される簡便法が、残存カバーに係る負債にリスク

[4] IAS 第 16 号の第 60 項では、「使用される減価償却方法は、資産の将来の経済的便益を企業が消費すると予想されるパターンを反映するものでなければならない。」と規定されている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

AASB 等の見解	IASB スタッフの回答
	調整を反映する代替的な方法である場合は、一般モデルにおける CSM の認識と保険料配分アプローチにおける収益の認識との間で同じ結果が生じるべきである。
他の IFRS で用いられているアプローチと整合しない。	保険カバーの提供の経済的な実態は待機債務のサービスであり、それは保険期間にわたって生じる。
時の経過と有効契約の件数を反映するという点は、「原則」ではなく、「方法」を示している。	IASB は、次の 2 点が原則と考えている。 ① CSM は、サービスの提供に従って、純損益へ認識される。 ② 各契約の CSM は、そのカバー期間終了時に全て純損益へ認識されるべきである。

無配当契約に関する CSM の利息発生計上及びアンロックに用いる割引率、及び割引率変動の影響に関する開示

（これまでの検討経過）

11. CSM の利息発生計上及び CSM をアンロックする期待キャッシュ・フローの現在価値の変動の算定については、改訂 ED では当初認識時の割引率を用いることが提案されており、2014 年 7 月の IASB 会議では、無配当契約について、改訂 ED の提案内容を維持することが暫定決定された。

12. また、割引率変動の影響の表示については、改訂 ED では、割引率変動に伴う保険契約負債の増減を OCI に表示することを強制していたが、2014 年 3 月の IASB 会議では、企業は割引率変動の影響を純損益又は OCI のいずれに表示するかを会計方針として選択すべきことを暫定決定した。

13. 2014 年 3 月の IASB 会議では、異なる会計方針を選択した企業間の比較可能性に関する懸念に対処するため、割引率変動の影響が純損益又は OCI のいずれに表示されるかに関係なく、財務諸表利用者が求める情報が比較可能な方法で提供されることを確保するための開示事項を要求することを暫定決定した。

（AASB 等の代替提案）

14. AASB 等は、改訂 ED に対して、保険契約負債について現在価値で測定するアプローチを支持しつつも、次の点について懸念を示していた。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(1) 割引率変動の影響を OCI で表示する点
- 当初認識時の金利を継続してトラッキングする負荷が大きいこと
- 比較可能性が阻害されること

(2) CSM への付利等を行う際に当初認識時の金利を用いる点
- 当初認識時の金利を継続してトラッキングする負荷が大きいこと
- 他の測定に関する提案と整合しないこと

15. AASB 等スタッフが協議した国内の市場関係者は、割引率変動の影響を純損益に表示する会計方針を選択した場合、暫定決定された当初認識時と現在の割引率変動の影響額に関する開示事項に意味がないという見解を表明している。

16. また、これらの市場関係者は、現在価値測定モデルである場合には、CSM への付利及びアンロックのために契約の当初認識時の割引率を利用することは、有用な情報の提供とはならないとしている。

17. 上記の点を踏まえて、AASB等スタッフは、保険契約負債に関するより純粋な現在価値測定モデル(a purer current value measurement model)とするために、次のようにすることを提案する。

(1) 割引率変動の影響をOCI又は純損益のいずれかに表示することを許容する会計方針の選択を維持する。

(2) 割引率変動の影響を純損益に表示する場合、企業は、CSMへの付利及びCSMで調整する将来キャッシュ・フローの現在価値の測定に(当初認識時の割引率ではなく)現在の割引率を用いることとする。

(3) 割引率変動の影響を純損益に表示する場合、企業は、(当初認識時と報告期間の期末の間の割引率変動による影響ではなく、)報告期間の期首と期末の間の割引率変動による影響を開示することとする。

(IASB スタッフからの回答)

18. IASB スタッフは、AASB 等の代替提案における主張に対して、次のように回答した上で、AASB 等の代替提案を支持していない。

AASB 等の見解	IASB スタッフの回答
有用な情報提供をするために、現在価値測定モデルを使用する企業に対しては、保険契約負債の両方の要素[5]は現在の割	• CSM の利息発生計上は契約の当初認識時とサービス提供時の時間差のみを反映すべきであるため、当初認識時の割

5 (ASBJ 事務局注) 履行キャッシュ・フロー及び CSM を指していると思われる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

AASB 等の見解	IASB スタッフの回答
引率を用いて測定されるべきである。	引率の使用は概念的に正しい。 • 当初認識時の CSM と整合させるためには、キャッシュ・フローの見積りの変更に対して当初認識時の割引率を用いて CSM をアンロックすべきである。 • 当初認識時の割引率を用いることは、CSM を IFRS 第 15 号と整合的に取り扱うこととなる。
割引率変動の影響を純損益に表示する会計方針を選択した場合において、CSM に付利する利息を算出するために、当初認識時の金利を継続してトラッキングする負荷が大きい。	• CSM を経済的に正しく描写するためには、当初認識時の割引率を適用することによる複雑さは必要である。 • AASB 等の提案では、割引率変動の表示に関する会計方針の選択によって、CSM 及び保険契約負債の測定値が異なるため、異なる会計方針を選択した契約間の比較可能性が無くなる。
当初認識時と現在の割引率変動の影響額に関する開示事項は意味がない。	AASB 等から提案された開示事項では、利用者が異なる会計方針が選択された契約間を比較することはできない。

III. ASBJ 事務局による気付き事項

19. ASAF 会議においては、AASB 等からの代替提案に対するコメントだけではなく、IASB により検討が進められている有配当契約の会計処理についても発言することが考えられる。この点について、7 月 3 日に開催された保険契約専門委員会において、事務局より、次の気付き事項を示したうえで、ご意見をいただいた。

AASB 等からの提案へのコメント

無配当契約における CSM の純損益への認識方法

20. ASBJ は、改訂 ED へのコメント・レターの中で、CSM の純損益への認識方法に関して、企業間の比較可能性を確保する観点で、考慮すべき主要な要素（ドライバー）を示すことを提案しており、具体的には、次の要素を例示していた。

- 時の経過

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- 保有契約件数
- 保険契約で約定された保険金額
- 保有保険金額

21. 2014 年 5 月の IASB 会議の暫定決定では、上記の例示した要素のうち、「時の経過」と「有効契約の予想件数」のみが示されているが、2014 年 6 月の IASB 会議の暫定決定では、保険契約の会計基準の目的が個々の保険契約に関する会計処理のあり方を示すものであり、それと同様の結果が得られる範囲で、当初認識時の集約が認められる旨が示されている。これらの IASB における暫定決定に基づくと、CSM は個々の保険契約単位で純損益へ認識することを原則としつつも、それと同様の結果が得られる範囲で集約することが認められるため、結果として、「保険契約で約定された保険金額」も考慮されると考えられる。このため、IASB による無配当契約における CSM の純損益への認識方法に関する暫定決定は、ASBJ による改訂 ED へのコメント・レターの内容と概ね整合的であると考えられる。

22. 一方、AASB 等の代替提案については、次の点が問題であると考えられる。

(1) AASB 等による提案は、一般モデルにおける CSM の純損益への認識方法に関して、時の経過を原則としつつ、リスクの解放の予想パターンが時の経過と著しく異なる場合は発生保険金及び給付金の予想時期に基づくことを求めている。しかし、CSM が表すサービスが保険カバーであると考えた場合、発生保険金及び給付金の予想時期に基づいて CSM を純損益へ認識することは適切ではないと考えられる。

(2) AASB 等からは、一般モデルと保険料配分アプローチと整合的でないとの指摘がなされている。しかし、この点については、IASB スタッフの回答に記載されているとおり、保険料配分アプローチがリスク調整の要素と CSM の要素を区分せずに測定するアプローチである点を考慮した結果である。このため、両者に重要な不整合は存在しないと考えられる。

23. したがって、ASAF 会議では、無配当契約における CSM の純損益の認識方法について、保険サービスの履行のパターンを忠実に表現しつつ、企業間の比較可能性を確保する観点から、AASB 等の代替提案は支持できないと考えられる。

無配当契約に関する CSM の利息発生計上及びアンロックに用いる割引率、及び割引率変動の影響に関する開示

（無配当契約に関する CSM の利息発生計上及びアンロックに用いる割引率）

24. AASB 等は、割引率変動の影響を純損益に表示する会計方針を選択した場合において、現在価値測定モデルに基づく保険契約負債を測定するためには、CSM の利息発生計

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

上及びアンロックに現在の割引率を用いるべきと提案している。

25. ASBJ は、CSM の利息発生計上及びアンロックに適用する割引率について、改訂 ED へのコメント・レターにおいて特段の見解は表明していない。しかし、IASB が提案しているモデルは、CSM をアンロックすることを前提とした場合、保険契約負債は、当初認識時点において現在価値で測定した後、当初認識時の CSM を加減算することによって測定していくモデルであり、このモデルに基づくと、報告日時点の割引率を用いて、CSM の付利計算や CSM のアンロックを行う際の将来キャッシュ・フロー見積りの測定を行うことは適切でないと考えられる。こうした考え方に基づくと、原則として、CSM の利息発生計上及びアンロックに適用する割引率は、当初認識時の割引率とすべきと考えられる。

26. なお、ASBJ は、改訂 ED へのコメント・レターの中で、当初認識時の割引率と報告日時点の割引率の変動の影響を OCI に表示する提案を概ね支持しつつも、当該取扱いによって新たに創出されうる会計上のミスマッチに対応するため、一定の状況が満たされる場合に限って、割引率の変動に起因する保険契約負債の再測定差額を純損益に表示することを許容すべきとしていた。

27. しかし、IASB による暫定決定は、ASBJ のコメント・レターで提案した「一定の状況」を明示的に示しておらず、企業の会計方針によるとしている点で、財務諸表利用者に対して有用な情報が提供されないおそれがあると考えられる。ASBJ は、この点について、割引率変動の影響を純損益に表示することが目的適合的である状況を明示すべきであると考えており、現在行われている概念フレームワークの議論においても、この点に資する提案を引き続き検討していくことを予定している。

（割引率変動の影響に関する開示要求）

28. AASB 等は、実務上の負荷等の観点で、割引率変動の影響を純損益に表示する会計方針を選択した場合において、IASB により暫定決定されている開示要求の見直しを提案している。

29. 我々は、割引率変動による影響額の開示に関する IASB による暫定決定について、実務上の複雑性がある旨については AASB 等と懸念を共有する。しかし、我々は、割引率の変動の影響について IASB が暫定決定したとおり、会計方針の選択であることを前提とする場合、AASB 等による提案は、財務諸表利用者による財務諸表の理解可能性及び企業間の比較可能性を確保することにならないと考えている。

30. 我々は、実務上の懸念に対応するとともに、財務諸表の理解可能性や比較可能性を確保する観点から、会計方針の選択に関する保険契約プールの単位を明確にするとともに、当該保険契約プールに適用した会計方針の変更が認められる状況を明示し

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

たうえで、次の開示要求を設けるべきであると考える。

(1) 割引率変動の影響のうち、純損益に表示するものと OCI に表示するものとを峻別する判断規準

(2) 当該判断結果の具体的な内容（割引率の変動による影響額を含む）

IASB による有配当契約の会計処理に関する検討へのコメント

31. 今回の ASAF 会議では、AASB 等による代替提案について議論されることが予定されているのみで、IASB のスタッフから説明される保険契約プロジェクトの近況については、ASAF メンバーからの意見は求められていない。しかし、審議事項(2)でご説明するとおり、IASB における有配当契約に関する会計処理の検討が進んでいることを踏まえると、今後のプロジェクトの進め方について、発言をすることが考えられる。

IV. 保険契約専門委員会で示された主な意見

32. 「III. ASBJ 事務局による気付き事項」として示した内容について、7 月 3 日に開催された第 20 回保険契約専門委員会では、主に次のような意見が示された。

(1) 無配当契約における CSM の純損益への認識方法

- 発生保険金及び給付金の予想時期に基づいて純損益へ認識する考え方は、サービスの提供を表す方法とは言い難く、これまでの議論の中で既に否定されているため、事務局から提示されている分析に違和感はない。【作成者・利用者・監査人】

- AASB 等の提案に反対する点は理解できるが、CSM の純損益への認識方法に関しては、本来、提供するサービスの要素に基づいて判断すべきであり、IASB に対しては、より慎重な検討を促す発言をお願いしたい。【作成者】

(2) 無配当契約に関する CSM の利息発生計上及びアンロックに用いる割引率、及び割引率変動の影響に関する開示

- IASB が提案している加減算法に基づくと、CSM の利息発生計上及びアンロックに用いる割引率は当初認識時の割引率とせざるをえないかもしれないが、情報の利用可能性の観点では疑問がある。【作成者】

- AASB 等の提案は、会計方針の選択によって CSM の金額が異なるものとなるため、受け入れるのは困難である。また、IASB が提案している加減算法にそれほど大きな問題があるとは考えていない。【監査人】

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- 当初認識時と現在の割引率変動による影響額の開示が必要とは考えていない。財務諸表の注記事項としては、報告期間の期首と期末の間の割引率変動による影響が開示されれば十分である。【利用者】

V. ASAF 会議におけるコメント（案）

33. 上記を踏まえ、ASAF 会議において、次のように発言することを予定している。

有配当契約に関する会計処理の検討状況

34. 有配当契約について直接連動と間接連動に分けて会計処理を定める方向であるなど、2013 年の改訂 ED から大幅な変更がなされてきていることを踏まえると、最終化するにあたっては、基準の要求事項が十分に機能するかを確認するためのフィールドテストを実施するとともに、再公開草案の必要性についても、デュー・プロセスの観点から慎重に検討する必要がある。

無配当契約における CSM の純損益への認識方法

35. 我々は、CSM の純損益への認識方法は保険会社の財務業績を適切に表示する上で極めて重要と考えている。また、わが国関係者からは、IASB の暫定決定が CSM の償却を単純に時の経過に基づき定額法で償却することを要求するものである場合、特に長期の生命保険契約にとって、それは忠実な表現にならないという懸念も聞かれる。したがって、我々は、IASB が本プロジェクトを最終化するうえで、関係者からの十分なインプットを踏まえた審議が必要と考えている。但し、AASB 等による代替提案については、次の理由により同意しない。

(1) AASB 等による提案は、一般モデルにおける CSM の純損益への認識方法に関して、時の経過を原則としつつ、リスクの解放の予想パターンが時の経過と著しく異なる場合は発生保険金及び給付金の予想時期に基づくことを求めている。しかし、CSM が表すサービスが保険カバーであるという考え方に基づくと、発生保険金及び給付金の予想時期に基づいて CSM を純損益へ認識することは必ずしも適切ではないと考えられること。

(2) AASB 等から、一般モデルと保険料配分アプローチと整合的でないとの指摘がなされている。しかし、これは、保険料配分アプローチがリスク調整の要素と CSM の要素を区分せずに測定するアプローチである点を考慮した結果であり、両者に重要な不整合は存在しないと考えられること。

無配当契約に関する CSM の利息発生計上及びアンロックに用いる割引率、及び割引率変動の影響に関する開示

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

36. 我々は、AASB 等による「より純粋な現在価値測定モデル(a purer current value measurement model)」とするための代替提案を支持しない。その理由として、AASB 等の提案は、割引率変動の影響を純損益に表示する会計方針を選択した場合に限ったものであり、割引率変動の影響を OCI に表示する会計方針を選択した場合と整合した取扱いにはならないと考えられるためである。また、IASB が提案しているモデルは、CSM のアンロックを前提とすると、保険契約負債は、当初認識時点において現在価値で測定した後、当初認識時の CSM を加減算することによって測定していくモデルであり、このモデルに基づくと、(AASB 等が代替提案している) 報告日時点の割引率を用いて、CSM の付利計算や CSM のアンロックを行う際の将来キャッシュ・フロー見積りの測定を行うことは適切でないと考えられるためである。

37. なお、我々は、割引率変動の影響について、IASB が暫定決定しているように、OCI 又は純損益へ表示することを企業の会計方針として選択する扱いには同意していない。その理由は、OCI 又は純損益への表示を企業の会計方針の選択によって認める場合、純損益の有用性が大きく低下することが懸念されるためである。

38. 我々は、割引率変動による影響額の開示に関する IASB による暫定決定について、実務上の複雑性がある旨については AASB 等と懸念を共有する。しかし、我々は、実務上の懸念に対応するとともに、財務諸表の理解可能性や企業間の比較可能性を確保する観点から、会計方針の選択に関する保険契約プールの単位を明確にするとともに、当該保険契約プールに適用した会計方針の変更が認められる状況を明示したうえで、次の開示要求を設けることを提案する。

(1) 割引率変動の影響のうち、純損益に表示するものと OCI に表示するものとを峻別する判断規準

(2) 当該判断結果の具体的な内容 (割引率の変動による影響額を含む)

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。